

広島医療保健専門学校 新型コロナウイルス感染拡大状況による運営指針について

- ① すべての行動は「新しい生活様式」に基づいて行うこと
- ② 0～2レベルへの変更については、感染拡大状況に基づいて職員会議にて検討したのちに行う。
- ③ 3～5レベルへの変更については、職員会議での検討と合わせ、学園本部および校長の指示で行う。
- ④ この指針に記載のない事項および指針の運用に疑義がある場合には職員会議にて検討・決定する。

レベル	変更の目安	学生の校内への立ち入り	講義形式の授業	実技形式の授業	学生の実習室使用	教員の出勤	学生への個別指導	職員会議	学外者の立ち入り
0		感染対策（新しい生活様式）を取ったうえで通常の活動							
1	県の感染状況 ステージⅠ	行動記録の確認・検温を 実施したうえで許可	対面授業	感染防御具を着用した うえで通常の実技授業	時間指定・感染防御具を 着用したうえで使用可	通常勤務	通常の対面指導	通常の職員会議	可能
2	県の感染状況 ステージⅡ	行動記録の確認・検温を 実施したうえで許可	対面授業	感染防御具を着用した うえでグループ内のみ での実技授業	グループ指定・時間指定・ 感染防御具を 着用したうえで使用可	通常勤務	通常の対面指導	通常の職員会議	可能
3	県の感染状況 ステージⅢ	登校日を設定し、 行動記録の確認・検温を 実施したうえで許可 （分散登校）	対面と遠隔授業の併用 （対面でのGWなし）	感染防御具を 着用したうえで 接触を伴わない実技授業 （演示のみ）	通常の実技練習での使用 ⇒不可 OSCE練習 ⇒グループ指定・時間指定・ 感染防御具を着用したうえで 使用可	時短勤務 （学園本部の指示による）	できるだけ 短時間の対面指導 長時間に及ぶ場合には 遠隔での指導	通常の職員会議	自粛を要請 外部講師は できるだけ遠隔授業を要請
4	集中対策・まん延 防止対策に伴う 県からの要請	原則禁止	OSCE以外は遠隔授業	遠隔授業	原則不可	交代勤務 （学園本部の指示による）	遠隔指導	遠隔会議	自粛を要請 外部講師は遠隔授業を要請
5	緊急事態宣言に 伴う県からの 要請・指示	禁止	遠隔授業	遠隔授業	不可	遠隔勤務 （学園本部の指示による）	遠隔指導	遠隔会議	自粛を要請 外部講師は遠隔授業を要請